

特 許 権	判決年月日	令和5年11月30日	担 当 部	知財高裁第4部
	事 件 番 号	令和4年（行ケ）第10109号		
○ 本件特許発明が明確性要件、サポート要件、実施可能要件を欠くとしてされた特許 取消決定が取り消された事例				

（事件類型） 特許取消決定取消請求事件 （結論） 取消決定取消

（関連条文） 特許法 36 条 6 項 2 号、4 項 1 号、6 項 1 号

（関連する権利番号等） 特許第 6 7 4 5 4 1 0 号

（取消決定） 異議 2 0 2 1－7 0 0 2 0 9 号

判 決 要 旨

- 1 異議申立人は、令和 3 年 2 月 2 6 日、発明の名称を「防眩フィルム」とする原告の特許（特許第 6 7 4 5 4 1 0 号。請求項の数 5）について特許異議の申立てをした。

特許異議手続の中で、原告が訂正請求をした（請求項 2 及び 3 を削除するため、訂正後の請求項の数 3）。訂正後の請求項は以下のとおり。

【請求項 1】

ヘイズ値が 5 0 % 以上 9 9 % 以下の範囲の値であり、平均粒径が 0 . 5 μ m 以上 5 . 0 μ m 以下の範囲の値に設定された複数の微粒子を含む防眩層を備え、前記防眩層には、前記複数の微粒子の凝集が分散しており、分散した前記複数の微粒子の凝集により、前記防眩層の表面に凹凸の分布構造が形成され、画素密度が 4 4 1 p p i である有機 E L ディスプレイの表面に装着した状態において、8 ビット階調表示で且つ平均輝度が 1 7 0 階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記有機 E L ディスプレイの輝度分布の標準偏差が 0 以上 6 以下の範囲の値であり、且つ、光学櫛幅 0 . 5 m m の透過像鮮明度が 0 % 以上 6 0 % 以下の範囲の値である、防眩フィルム。

【請求項 4】

前記防眩層は、マトリクス樹脂と、マトリクス樹脂中に分散された前記複数の微粒子を含み、

前記微粒子と前記マトリクス樹脂との屈折率差が、0 以上 0 . 0 7 以下 の範囲の値である、請求項 1 に記載の防眩フィルム。

【請求項 5】

前記防眩層の前記マトリクス樹脂の重量 G 1 と、前記防眩層に含まれる前記複数の微粒子の総重量 G 2 との比 G 2 / G 1 が、0 . 0 7 以上 0 . 2 0 以下の範囲

の値である、請求項 4 に記載の防眩フィルム。

- 2 特許庁は、訂正を認めた上で、以下のように判断して、請求項 1、4、5に係る特許を取り消し、削除された請求項 2、3に係る特許についての特許異議の申立てを却下する旨の決定をした。

(1) 本件特許発明は、防眩層を、「ヘイズ」、「本件標準偏差（画素密度が 4 4 1 p p i である有機 E L ディスプレイの表面に装着した状態において、8 ビット階調表示で且つ平均輝度が 1 7 0 階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの有機 E L ディスプレイの輝度分布の標準偏差）」及び「光学楕幅 0 . 5 m m の透過像鮮明度」という、パラメータの数値範囲によって特定するものであるが、本件標準偏差の値については、その測定条件のうち、特に撮影距離と F ナンバーにつき具体的にどの値を設定するのかが、本件明細書の記載及び技術常識を参酌しても、一義的に定まるとはいえず、本件標準偏差を含むパラメータの値も一義的に定まることはないから、本件特許発明は不明確である。

(2) 平均粒径が 0 . 5 μ m 以上 5 . 0 μ m 以下の範囲の複数の微粒子を含み、分散した複数の微粒子の凝集により、防眩層の表面に凹凸の分布構造が形成された防眩層を備えるという条件を満たし、かつ、本件 3 条件（ヘイズ条件、標準偏差条件及び透過像鮮明度条件を包括した条件）の数値範囲をくまなく満たす、種々の防眩フィルムを、どのように製造すればよいのかを当業者が理解することは困難であるから、本件明細書の記載は実施可能要件に反する。

(3) 本件明細書の記載等によっても、当業者において本件特許発明の課題を解決することができる認識と認識することができないから、本件特許発明はサポート要件に反する。

- 3 裁判所は、以下のとおり判示して、本件決定のうち、本件特許の請求項 1、4、5に係る特許を取り消すとした部分を取り消すとの判決をした。

(1) F ナンバーを特定する上で必要な作業は、F ナンバーを変えながら数回の撮影を行ってコントラストの変化を確認し、最もコントラストが高くなる F ナンバーを求めることだけであり、そのことに特段の困難性があるとは認められない。撮影距離に関し、本件明細書の【0 1 2 8】の具体的な記載から、輝度の分布を把握するのに十分な解像度が得られる程度に撮影距離を短くすることを前提としつつ、ギラツキの評価に影響を与えるほど輝線が映り込まない程度の距離を保持すべきことを当業者は理解できる。そうすると、本件特許の特許請求の範囲の請求項 1、4、5 の記載が明確性要件を充足しないとした本件決定の判断には誤りがある。

(2) 本件特許発明は、防眩層の凹凸を縮小するだけでなく、防眩層の凹凸の傾斜を高くして凹凸を急峻化するとともに、凹凸の数を増やすことにより、ディスプレイのギラツ

キを抑制しながら防眩性を向上させるものである。実施可能であることに争いのない第1実施形態と、第2実施形態とは、上記原理を共通にし、前者がスピノーダル分解によって凹凸を防眩層に形成するのに対し、後者が複数の微粒子を使用し、防眩層の形成時に微粒子とそれ以外の樹脂や溶剤との斥力相互作用が強くなるような材料選定を行うことで、微粒子の適度な凝集を引き起こし、凹凸の分布構造を防眩層に形成するという点において異なる。当業者は、第1実施形態に係る記載その他の本件明細書の記載を併せ考えれば、各生産工程における条件の適切な設定や、調整を行うことによって、第2実施形態に関して、実施例として記載された防眩フィルムをはじめとする様々な特性の防眩フィルムを得られることを理解するものといえることができる。高いヘイズ値とすることとディスプレイの表示性能を維持することとの厳格なトレードオフの関係は認められず、高ヘイズ・高鮮明度領域の製造方法が具体的に記載されていなければ、本件特許発明が実施可能要件を欠くとはいえない。そうすると、本件明細書の記載が実施可能要件を充足しないとした本件取消決定の判断には誤りがある。

(3)本件特許発明は、良好な防眩性を有しながらディスプレイのギラツキを抑制できると共に、高い透過像鮮明度の設計自由度を有する防眩フィルムを提供することを目的とするが、実施可能要件に関して判示したとおり、当業者は、その記載及び技術常識に基づき、特許請求の範囲に記載された範囲において、本件特許発明の課題を解決できると認識できるといえることができる。

したがって、本件特許発明につきサポート要件を充足しないとした本件取消決定の判断には、誤りがある。